

解雇事案を巡る訴訟、労働審判について

H28.4.25 難波 孝一

1 これまでの経験

- ・ 平成14年1月から平成19年3月まで東京地裁労働部（民事36部）で訴訟（合議、単独）、仮処分、労働審判を担当。
- ・ 自己の経験に基づく感想であり、裁判官全体としての傾向を反映しているものではないことを前提にしていきたい。

2 解雇を巡る訴訟と労働審判の傾向及び相違点

- ・ 訴訟 ～ 労働者は会社で働くことを求めている事案が多い。
- ・ 労働審判 ～ 会社を辞めることを念頭に、金銭解決を求める事案が多い。

3 訴訟における和解、労働審判における調停の特徴

- (1) 訴訟における和解について
- (2) 労働審判における調停について
- (3) 労働審判において、解雇無効の場合にも、金銭支払いの審判を出す理由について

4 解雇事案における解決金決定の判断要素

- ・ 解雇の効力の確度（裁判官の心証）
 - ・ 会社、労働者の経済状況
 - ・ 会社が当該労働者に辞めてもらいたい気持ちの強さ、当該労働者がいてもらうと困る事情の程度、労働者が会社に勤務したい気持ちの強さ
 - ・ 会社の支払額、労働者の提示額
 - ・ 在職期間
- 等

5 訴訟及び労働審判に対する評価と課題

- (1) 訴訟の評価について
- (2) 労働審判の評価について
- (3) 今後の課題について